

平成30年12月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 河村暢之
平成30年(行ニ)第114号,第191号前橋市による預金差押処分取消等請求
控訴,同附帯控訴事件(原審・前橋地方裁判所平成29年(行ウ)第4号)
平成30年10月29日口頭弁論終結

判 決

前橋市大手町二丁目12番1号

控訴人兼附帯被控訴人

前 橋 市
(以下「控訴人」という。)

同代表者兼処分行政庁

前 橋 市 長
山 本 龍

控訴人訴訟代理人弁護士

関 谷 夕 三 郎

同 指 定 代 理 人

大 島 克 泰 也 平 助
半 澤 貴 圭

前橋市

被控訴人兼附帯控訴人

以下「被控訴人」という。)

同法定代理人成年後見人

吉 野 晶 晶
松 井 隆 司 岳

同訴訟代理人弁護士

大 野 文

主

1 本件控訴について

(1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分につき、被控訴人の請求をいずれも棄却する。

2 本件附帯控訴について

本件附帯控訴を棄却する。

3 訴訟費用は、第1,2審とも被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴等の趣旨

1 本件控訴

主文同旨

2 本件附帯控訴

(1) 原判決主文第3項を次のとおり変更する。

(2) 控訴人は、被控訴人に対し、11万1000円及びこれに対する平成29年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、第1,2審とも控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 本件は、被控訴人が滞納していた平成27年度第3期及び第4期の各固定資産税(合計2000円)を徴収するため、前橋市長が被控訴人名義の預金債権を差し押さえた(以下、この差し押えを「本件差押処分」という。)のは、実質的に差押禁止債権を差し押さえたものであるなどの理由で違法であり、これに引き続いて第三債務者から取り立てた金員の配当処分(以下「本件配当処分」といい、本件差押処分と併せて「本件各処分」という。)も違法である旨主張して、被控訴人が、本件各処分の取消しを求める(①)とともに、同市長が取り立てて配当を受けた2000円は支払を受けるべき法律上の原因を欠くと主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、2000円及びこれに対する本件差押処分のされた日の翌日である平成28年4月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め(②)、さらに、本件各処分について審査請求をしたところ、同市長がこれを却下する裁決(以下「本件裁決」という。)をしたのは違法であると主張して、その取消しを求め(③)、本件各処分及び本件裁決が国家賠償法(以下「国賠法」という。)

1 条1 項の適用上も違法であり、これらによって精神的苦痛を被ったとして、
控訴人に対し、同項に基づき、慰謝料5 0 万円及び弁護士費用5 万円の合計5
5 万円並びにこれに対する訴訟送達の日翌日である平成2 9 年4 月1 日から
支払済みまで民法所定の年5 分の割合による遅延損害金の支払を求める (4)
事案である。

原判決は、被控訴人の請求のうち①に係る訴えをいずれも却下したほか、②
及び④の各一部をいずれも認容し、その余の請求をいずれも棄却したところ、
控訴人が敗訴部分を不服として本件控訴をし、被控訴人が損害賠償請求 (4)
の敗訴部分の一部を不服として本件附帯控訴をした。

2 本件に関する法令等の規定、前退事実、争点及びこれに関する当事者の主張
は、後記3 及び4 のとおり当審における当事者双方の各主張を付加するほかは、
原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1、2 並びに3(2)、(3)、
(5)及び6(別紙を含む。)に記載のとおりであるから、これを引用する。ただ
し、原判決を次のとおり訂正する。

(1) 原判決3 頁1 0 行目の「証拠」を「証拠等」と改め、同行文末尾に改行し
て次のとおり加える。

「(1)ア 被控訴人は、昭和8 年2 月9 日生であり (乙7)、昭和5 2 年3 月
1 4 日、財産分与によって前橋市[]所在の建物
(以下「本件自宅」という。)を取得し、同月1 6 日、その旨の所有
権移転登記手続を受けた (乙6)。」

イ 被控訴人は、住民票の住所として本件自宅のある前橋市[]
[] (以下「被控訴人の住民票上の住所」という。)を登録し
ている (乙7)。

ウ 被控訴人は、遅くとも平成2 2 年以降、偶数月の1 5 日に国民厚生
年金が振り込まれる金融機関の口座をしのめ信用金庫 ([]
取扱い)の被控訴人名義の普通預金口座 (口座番号・ [])

(以下「本件預金口座」という。)に指定していた (甲7、1 8)。」
(2) 原判決3 頁1 1 行目の「(1)」を「エ」と改める。

(3) 原判決3 頁1 8 行目及び4 頁1 行目の各「を廃止する処分」をいずれも「廃
止決定処分」と、3 頁2 4 行目の「通知書で」を「通知書をもって、」とそ
れぞれ改め、末行の「として、」の次に「改めて」を加える。

(4) 原判決4 頁6 行文末尾に改行して次のとおり加える。

「イ 前橋市長は、平成2 7 年1 0 月2 0 日に被控訴人の住民票上の住所
に宛てて平成2 7 年度固定資産税第3 期分の督促状を送したが、そ
の納付がなく、同年度固定資産税第4 期分もその納期限 (同年1 2 月
2 5 日) を超えて納付されなかったことから、平成2 8 年1 月8 日、
被控訴人の住民票上の住所に宛てて同月1 5 日までに本件滞納市税を
納付するよう催告する旨の「最終催告 (通知)」と題する書面 (以下
「本件催告書」という。)を送付した (甲5、乙5)。

しかし、上記督促にもかかわらず、本件滞納市税が納付されなかつ
たことから、前橋市長は、同月1 5 日に被控訴人の住民票上の住所に
宛てて平成2 7 年度固定資産税第4 期分の督促状を送した (乙5、
弁論の全趣旨)。」

(5) 原判決4 頁7 行目の「イ」を「ウ」と、8 行目の「しのめ」から9 行目
末尾までを「本件預金口座」と、1 3 行目の「ウ 同月1 4 日」を「エ 同
月1 4 日経過」と、1 7 行目の「エ」を「オ」と、1 9 行目の「オ」を「カ」
とそれぞれ改める。

(6) 原判決4 頁2 4 行目の「同年」を「平成2 8 年」と改める。

(7) 原判決6 頁2 4 行目の「(2)」を「(1)」と、7 頁4 行目の「住民票」から5
行目の「いう。)」までを「被控訴人の住民票上の住所」と、1 7 行目、'9
頁7 行目、2 2 行目から2 3 行目にかけて及び1 0 頁1 行目の各「督促状」
をいずれも「各督促状」と、7 頁末行の「原告の」を「被控訴人に対する」

なかったのであるから、被控訴人の住民票上の住所に宛てた送達が違法であるということとはできないし、②同市長が被控訴人の住民票上の住所に宛てて同年度固定資産税第4期分の督促状を送付した平成28年1月15日の時点で、■が既に被控訴人の成年後見人に選任され、かつ、その旨の登記もされたものであるもの、そのことをもって直ちに同市長において被控訴人の法定代理人が明らかであったということとはできないから、被控訴人に受領能力がなかったことを理由として被控訴人の住民票上の住所に宛てた送達が違法であるということとはできない。

オ したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 被控訴人は、本件差押処分が違法である理由として、本件差押処分が実質的にみて差押禁止債権を対象としている旨主張するので、以下検討する。

ア 地方税法373条7項が準用する法76条1項及び77条1項は、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については所定の金額は差し押さえることができる（法76条1項）と定め、社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権（以下「年金等」という。）は給料等とみなして、法76条の規定を適用するとしている（法77条1項）ところ、①金融機関に対する預貯金債権（払戻請求権）は、預貯金口座開設者と金融機関との間の消費寄託契約に基づく債権であり、給料等や年金等の各債権とは法的性質を異にし、金融機関の口座に振り込まれた年金相当額の預貯金債権が年金（給付）に係る債権に包摂されるという解釈は文言上無理があること、②給料等や年金等に基づき支払われる金銭が受給者の預貯金口座に振り込まれると一般財産と混同し、識別特定ができなくなること（法76条2項の「給料等に基き支払を受けた金銭」には、支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預貯金債権は含まれないと解されているところである（国税徴収

法基本通達76条関係11項。乙25。）、③法77条1項及び76条1項は、年金等の一部を差押禁止とする一方で、年金等の振込により成立した預貯金債権については何ら触れていないのであり、それにもかかわらず、預貯金債権まで差押禁止債権とすると、法の明文の規定なく責任財産から除外される財産を認めることとなりかねず、取引の安全を害するおそれがあること、④滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予（地方税法15条の5）又は滞納処分の停止（同法15条の7）を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、年金等に基づき支払われる金銭が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権は、直ちに差押禁止債権としての属性を承継するものではないといふべきである（最高裁平成9年（オ）第1963号同10年2月10日第三小法廷判決参照。被控訴人は、国民年金等についてはその支給方法が制度上金融機関への振込に限定されているから、振り込まれた後は金融機関に対する預貯金債権となり法76条2項の「金銭」には当たらないという解釈は許されない旨主張するところ、国民年金等の支給方法がその主張するとおりであること等を踏まえて、国民年金等が振り込まれた後は預貯金債権であることをもって形式的にこれに対する差押えが常に許容されることが不当な結果を招来する場合があることは、当裁判所もこれを否定するものではなく、この点は後記イにおいて検討するとおりであるが、国民年金等の上記支給方法を理由として直ちに上記解釈を全面的に否定することは相当ではない。）。

イ もっとも、年金等に基づき支払われる金銭が受給者名義の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、法77条1項及び76条1項が年金等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨はできる限り尊重されるべきであるから、①

滞納処分片が、実質的に法77条1項及び76条1項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったといえるか否か、②差し押さえられた金額が滞納者の生活を困窮させるおそれがあるか否かなどを総合的に考慮して、差押処分が上記趣旨を込められているものと認められる場合には、当該差押処分は権限を濫用したものとして違法であるというべきである。

ウ これを本件についてみると、①については、前掲事実③エ（前記第2の2(5)において訂正した後のもの）のとおり、本件預金口座の残高は、平成28年4月14日経過時点で465円にすぎなかったところ、同月15日に本件年金8万9616円が振り込まれたことにより9万0081円に増額していることからすれば、本件預金債権は、本件差押処分の時点では、その大部分が本件年金を原資とするものであったことができ、控訴人において、偶数月の15日に国民厚生年金が支給されることを認識していたこと（当事者間に争いが無い。）からすれば、本件差押処分が実質的に本件年金自体を差し押さえることを意図していたとみられる余地がないとはいえない。

しかしながら、控訴人の担当者（財務部収納課の職員。以下同じ。）において、本件差押処分の直前に、本件預金口座の取引履歴を把握していたことを認めるに足る証拠はないのであって、直前で本件預金口座の取引履歴を確認したのは平成27年6月8日である（乙10）ところ、同日までの取引履歴（甲18）をみると、確かに入金の名目としては偶数月に振り込まれる国民厚生年金及び毎月振り込まれる高額介護サービス費しかなかったものであり、同年1月以降については入金日から1週間以内にはその都度1000円以上の単位で入金額に匹敵する額が引き出されているものの、その引出しによって本件預金口座の残高が常に2000円（本件滞納所得税の額）を下回っていたわけでは必ずしもないから、控訴人の担当

者において、本件差押処分の直前に、本件年金が平成28年4月15日に振り込まれるとしても、振り込まれる前の本件預金口座の残高が2000円を下回っていることを認識していたとまではいえない。そうすると、前橋市長において本件預金債権の大部分が本件年金を原資とするものであると認識していたというだけではできず、本件年金自体を差し押さえることを意図して本件滞納処分を行ったとまでは認められない（なお、被控訴人は、本件差押処分の1年前には生活保護開始決定を受けていたのであるから、控訴人の担当者において調査権限を適切に行使用することによって本件預金債権の大部分が本件年金を原資とするものであることを把握することができた旨指摘する。証拠（乙5）によれば、控訴人の担当者においては、被控訴人が平成27年4月16日から生活保護を受給するようになったことを同年5月21日に認識したが、その後、同年8月6日付けで同年6月1日に遡って生活保護を廃止する旨の決定を受けたことを同年8月11日に認識したことが認められる。確かに、上記決定の理由は、介護保険費負担割合による減額を受けることによつて月額262円分だけ最低生活費を超える年金収入があることによるため保護を要しないという点にあった（甲16）が、控訴人の担当者は上記決定の理由までは確認していなかった。そして、それは、担当者が、被控訴人の納税に関する情報が集約された端末において「被扶養者」と表示されていたことや被控訴人が前件滞納処分の後はそれまで遅延しながらも税金を納付してきていたことから、被控訴人には経済的に援助してくれる者がいると認識していた（乙9、10）ため、上記決定の理由について、生活保護の受給に関する事務を所管する部署（福祉部社会福祉課）に問い合わせなかったためであると推認される（弁論の全趣旨）。これらの事情に照らせば、本件差押処分直前に、控訴人において本件預金口座の取引履歴を確認すべきであったとまではいえない。）。

また、②についても、前記(1)イ及びウにおいて認定した事実によれば、被控訴人においては、従前、被控訴人本人に代わって固定資産税を任意に納付していた者が存在していたというべきであるところ、本件滞納市税の額は、従前任意に納付されていた額を下回るものであるから、本件預金口座の残高のうち2000円が差し押さえられたからといって、その額が直ちに被控訴人が困窮に陥るおそれがある額であったということはできない。

そうすると、本件差押処分が、法77条1項及び法76条1項が差押えを禁止した趣旨を没却するものであるとまでは認めることができず、本件差押処分が権限を濫用したものであるとして違法であるということとはできない。

エ したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) 被控訴人は、本件差押処分が違法である理由として、前橋市長が本件差押処分によって被控訴人の生活を著しく窮迫させるおそれがあることを知っていたのであるから、滞納処分の執行停止をすべきであった旨主張する。

しかしながら、上記(2)において説示したとおり、被控訴人には被控訴人本人に代わって固定資産税を任意に納付していた者が存在していたのであり、控訴人の担当者もそのことを認識していたから、本件差押処分によって被控訴人の生活を著しく窮迫させるおそれがあると認識することができなかったことについてはやむを得ない理由があるのであって、前橋市長が滞納処分の執行を停止すべきであったということとはできない。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

2 結論

以上によれば、本件差押処分及びこれに引き続いてされた本件配当処分はいずれも違法であるとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく、被控訴人の請求（不当利得返還請求及び国賠法1条1項に基づく損害賠償請求）はいずれも理由がないからこれを棄却すべきであるところ、これと

異なる原判決中控訴人敗訴部分は失当であるから、これを取り消し、同部分につき被控訴人の請求をいずれも棄却することとし、また、被控訴人の附帯控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

川神 裕剛

裁判長裁判官

岡田 幸人

裁判官

裁判官森剛は、差し支えにつき、署名押印することができない。

川神 裕剛

裁判長裁判官